

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
障害者支援施設 希望の郷

給食業務委託業者選定
プロポーザル実施要綱

令和7年1月
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 障害者支援施設希望の郷
給食業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

障害者支援施設希望の郷における給食業務の委託業者を選定するに当たり、利用者の生活において食事の楽しみは大きな比重を占めることから、価格のみを比較する競争入札方式でなく、食事提供の方針・体制、価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式により行う。公募に当たっての条件等は次のとおりとする。

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 障害者支援施設 希望の郷給食業務
(2) 委託業務箇所 徳島市西新浜町2丁目3番78号
(3) 委託業務内容 別紙仕様書のとおりとする
(4) 契約期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで
ただし、その後は双方協議の上、継続更新できるものとする。

2 応募の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる項目のすべてを満たしていること。

(1) 徳島県内に会社の本店、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有すること。
(2) 過去5年間に福祉施設での受託実績を有していること。
(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
(6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（別紙1）を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年2月5日（水）
(2) 提出場所 徳島市西新浜町2丁目3番78号
障害者支援施設 希望の郷 担当：西川
(3) 提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参すること。
(4) その他 ヒアリング審査の日時については、後日メールにて通知する。参加申

込書に、担当者のメールアドレスを記載すること。

4 提案書・見積書の内容及び提出方法

(1) 提案書の内容

提案書は別添の仕様書を参考するとともに、下記内容を含め作成すること。

①会社の概要

ア. 創立年月日 イ. 代表者氏名 ウ. 従業員数 エ. 所在地（本社・営業所）

オ. 採用となった場合の契約窓口

カ. 経営状況（過去3年の受託数の推移）と福祉施設での業務実績

キ. 人員配置計画と現場責任者の資格及び実績

②運営方針と障害者支援施設給食に対する基本的な考え方

③満足度向上のための具体的取り組み（メニュー・特別食・行事食等）

④入所者等への個別対応の考え方と取り組み（嗜好、アレルギー、療養食等）

⑤嚥下困難者等に対する食事対応（嚥下調整食等）

⑥運営管理体制について（人材確保策、従業員の欠員時の対応、施設との連携等）

⑦従業員の教育・研修体制について

⑧食材調達と安全管理体制について

⑨衛生管理体制について（マニュアル・点検表の整備、従業員の健康管理体制等）

⑩危機管理体制（自然災害・感染症・食中毒・事故発生時等に備えた運営体制と食材供給体制）

⑪その他アピールする点、独自提案等（食事形態に対する提案等）があれば記載のこと

(2) 見積書

見積金額は、食材料費を除く1人1食あたりの管理費を明記の上、1年間の金額（税抜）について見積もること。

*年に10日程度、防虫作業・イベント等により昼食が不要になることがある。

（令和6年度実績14日）

(3) 提出方法

①提出期限 令和7年2月26日（水）

※締め切り後の再提出、追加提出は一切認めない。

②提出場所 徳島市西新浜町2丁目3番78号

障害者支援施設 希望の郷 担当：西川

③提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参すること。

④提出部数 8部

5 仕様書に関する質問

(1) 期間 令和7年2月5日（水）まで

- (2) 質問方法 書面によることとし、電子メールにより提出すること。
【アドレス：kibounosato1@mb.pikara.ne.jp】
- (3) 回答方法 質問の内容に応じて回答し、徳島県社会福祉事業団ホームページに掲載する。
- (4) 質問回答期限 令和7年2月14日（金）

6 選考方法

(1) 審査方法

- ①社会福祉法人徳島県社会福祉事業団の役職員で構成する選考委員会において審査を行う。
- ②審査基準に基づき、提案書等による書類審査及びヒアリング審査を実施する。
- ③審査基準に基づき、選考委員会で採点し、最も高得点の参加者を障害者支援施設希望の郷給食業務委託契約締結にあたり、優先交渉権者とする。
- ④優先交渉権者が締結までに、参加資格を有しなくなった場合又は契約できなくなった場合は、次点の参加者を新たに優先交渉権者として手続きを行う。

(2) 審査基準

①採点について

採点は、提案書等の内容に関する評価点及び価格等に関する評価点の合計点とする。

② 審査の基準

- ア 納入に対する基本的考え方、取り組み（25点）
- イ 運営管理体制、教育研修及び福祉施設での業務実績（20点）
- ウ 食材等安全管理体制と衛生管理体制（15点）
- エ 危機管理体制について（20点）
- オ 委託料見積（20点）

(3) ヒアリング審査

- ① 日 時 令和7年3月7日（金） ※詳細については別途通知する。
- ② 場 所 徳島市西新浜町2丁目3番78号
障害者支援施設 希望の郷
- ③ 提案者は、1社2名以内とする。
- ④ プレゼンテーションは1社15分以内とする（質疑を含めて30分以内）。
- ⑤ 会場の都合により、プロジェクターの使用はできない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に通知する。ただし、各評価項目の点数等は公表しないものとする。また、結果に対する異議は受け入れない。

7 業者選定

- (1) 選定された業者との契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。
- (2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、当事業団理事会の議を経たのち、契約を締結する。

8 事業者選定に係る日程について

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 公募受付（各書類送付） | 令和7年1月20日（月）～ |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年2月 5日（水） |
| (3) プロポーザル参加申込締切 | 令和7年2月 5日（水） |
| (4) 質問回答期限 | 令和7年2月14日（金） |
| (5) 提案書等提出締切 | 令和7年2月26日（水） |
| (6) ヒアリング | 令和7年3月 7日（金） |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年3月中旬 |
| (8) 業務委託契約の締結 | 令和7年3月下旬 |

9 プロポーザル実施要綱に関する問い合わせ先

徳島市西新浜町2丁目3番78号

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 障害者支援施設 希望の郷 担当 西川

TEL 088-663-5550 / FAX 088-663-5553

E-mail kibounosato1@mb.pikara.ne.jp

10 その他

- (1) 提案書の提案は、1社につき1案とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案書は受託者決定の目的以外には使用しない。提案書の記載事項は契約時に仕様として採用する。ただし、双方協議のうえ、内容の修正はできるものとする。
- (5) 契約者の決定通知後において、提案書の内容等に虚偽又は不適切な事項等が発覚した場合は、契約をただちに破棄する。

(別紙1)

参 加 申 込 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

理事長 清重 健次 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

*担当者連絡用メールアドレス

(_____)

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団障害者支援施設希望の郷給食業務委託事業者選定に係るプロポーザルについて、参加したいので申し込みします。

なお、実施要綱に定められた次のすべてに該当し、応募資格を満たしていることを届け出ます。

- (1) 徳島県内に会社の本店、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有すること。
- (2) 過去5年間に福祉施設での受託実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。